

(案2)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

改正後		現行	
	障 発 第 1031001 号		障 発 第 1031001 号
	平成 18 年 10 月 31 日		平成 18 年 10 月 31 日
一部改正	障 発 第 0402003 号	一部改正	障 発 第 0402003 号
	平成 19 年 4 月 2 日		平成 19 年 4 月 2 日
一部改正	障 発 第 0331021 号	一部改正	障 発 第 0331021 号
	平成 20 年 3 月 31 日		平成 20 年 3 月 31 日
一部改正	障 発 第 0331041 号	一部改正	障 発 第 0331041 号
	平成 21 年 3 月 31 日		平成 21 年 3 月 31 日
一部改正	障 発 1007 第 3 号	一部改正	障 発 1007 第 3 号
	平成 21 年 10 月 7 日		平成 21 年 10 月 7 日
一部改正	障 発 0928 第 1 号	一部改正	障 発 0928 第 1 号
	平成 23 年 9 月 28 日		平成 23 年 9 月 28 日
一部改正	障 発 0330 第 5 号	一部改正	障 発 0330 第 5 号
	平成 24 年 3 月 30 日		平成 24 年 3 月 30 日
一部改正	障 発 0329 第 16 号	一部改正	障 発 0329 第 16 号
	平成 25 年 3 月 29 日		平成 25 年 3 月 29 日
一部改正	障 発 0331 第 51 号	一部改正	障 発 0331 第 51 号
	平成 26 年 3 月 31 日		平成 26 年 3 月 31 日
一部改正	障 発 1001 第 1 号	一部改正	障 発 1001 第 1 号
	平成 26 年 10 月 1 日		平成 26 年 10 月 1 日
一部改正	障 発 0331 第 21 号	一部改正	障 発 0331 第 21 号
	平成 27 年 3 月 31 日		平成 27 年 3 月 31 日

改 正 後	現 行
一部改正 障 発 0330 第 11 号 平成 28 年 3 月 30 日	一部改正 障 発 0330 第 11 号 平成 28 年 3 月 30 日
一部改正 障 発 0330 第 8 号 平成 29 年 3 月 30 日	一部改正 障 発 0330 第 8 号 平成 29 年 3 月 30 日
一部改正 障 発 0330 第 4 号 平成 30 年 3 月 30 日	一部改正 障 発 0330 第 4 号 平成 30 年 3 月 30 日
一部改正 障 発 0330 第 30 号 平成 31 年 3 月 27 日	一部改正 障 発 0330 第 30 号 平成 31 年 3 月 27 日
一部改正 障 発 0330 第 3 号 令和 3 年 3 月 30 日	一部改正 障 発 0330 第 3 号 令和 3 年 3 月 30 日
一部改正 障 発 0331 第 6 号 令和 4 年 3 月 31 日	一部改正 障 発 0331 第 6 号 令和 4 年 3 月 31 日
<u>一部改正</u> 障 発 0802 第 8 号 令和 4 年 8 月 2 日	<u>最終改正</u> 障 発 0802 第 8 号 令和 4 年 8 月 2 日
<u>最終改正 障 発 0331 第 16 号</u> <u>令和 5 年 3 月 31 日</u>	
各 都道府県知事 殿	各 都道府県知事 殿

改 正 後	現 行
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について 記 第一 （略） 第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。）に関する事項 1・2 （略） 3 訓練等給付費 （１）・（２） （略） （３） 就労移行支援サービス費 ① 就労移行支援サービス費について （一）～（三） （略） （四） <u>令和 5 年度</u>における就労移行支援サービス費の算定について	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について 記 第一 （略） 第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。）に関する事項 1・2 （略） 3 訓練等給付費 （１）・（２） （略） （３） 就労移行支援サービス費 ① 就労移行支援サービス費について （一）～（三） （略） （四） <u>令和 4 年度</u>における就労移行支援サービス費の算定について

改正後	現 行
<u>令和5年度</u>における就労移行支援サービス費の算定に係る就労定着者の割合の算出に<u>限り</u>、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、<u>令和3年度及び令和4年度</u>の実績を用いなくとも可能とする。具体的には、次のとおりとする。 <u>なお、ア（イ）又はイ（イ）を用いる場合は、別途通知で定める届出書を都道府県に提出すること。</u> ア 就労移行支援サービス費（Ⅰ） 次のいずれか2カ年度の実績で算出する。なお、<u>令和3年度</u>に新規に指定を受けた就労移行支援事業所等の実績の算出については、（二）のアを参照すること。 （ア） <u>令和3年度及び令和4年度</u> （イ） 平成30年度及び令和元年度 イ 就労移行支援サービス費（Ⅱ） 次のいずれか2カ年度の実績で算出する。 （ア） <u>令和4年度</u> （イ） 令和元年度 ②～⑱ （略） （4） 就労継続支援A型サービス費 ① 就労継続支援A型サービス費について （一）～（三） （略） （四） <u>令和5年度</u>における就労継続支援A型サービス費の算定について <u>令和5年度</u>における就労継続支援A型サービス費の算定に係る評価点の算出に<u>限り</u>、新型コロナウイルス感染症の影響を	<u>令和4年度</u>における就労移行支援サービス費の算定に係る就労定着者の割合の算出に<u>当たっては</u>、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、<u>令和2年度及び令和3年度</u>の実績を用いなくとも可能とする。具体的には、次のとおりとする。 ア 就労移行支援サービス費（Ⅰ） 次のいずれか2カ年度の実績で算出する。なお、<u>令和2年度</u>に新規に指定を受けた就労移行支援事業所等の実績の算出については、（二）のアを参照すること。 （ア） <u>令和2年度及び令和3年度</u> （イ） 平成30年度及び令和元年度 イ 就労移行支援サービス費（Ⅱ） 次のいずれか2カ年度の実績で算出する。 （ア） <u>令和3年度</u> （イ） 令和元年度 ②～⑱ （略） （4） 就労継続支援A型サービス費 ① 就労継続支援A型サービス費について （一）～（三） （略） （四） <u>令和4年度</u>における就労継続支援A型サービス費の算定について <u>令和4年度</u>における就労継続支援A型サービス費の算定に係る評価点の算出に<u>当たっては</u>、新型コロナウイルス感染症の

改正後	現 行
踏まえ、特例的な取扱いを可能としている。具体的にはスコア留意事項通知を参照すること。 ②～⑱ （略） (5) 就労継続支援B型サービス費 ① （略） ② 就労継続支援B型サービス費について (一)～(三) （略） (四) <u>令和5年度</u>における就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）の算定について <u>令和5年度</u>における就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）の算定に係る平均工賃月額 の算出に<u>限り</u>、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、<u>令和4年度</u>の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のいずれかの年度の実績で算出すること。 <u>なお、イ又はウを用いる場合は、別途通知で定める届出書を都道府県に提出すること。</u> ア <u>令和4年度</u> イ 令和元年度 ウ 平成30年度 ③～⑳ （略） (6) 就労定着支援サービス費 ① （略） ② 就労定着支援サービス費について	影響を踏まえ、特例的な取扱いを可能としている。具体的にはスコア留意事項通知を参照すること。 ②～⑱ （略） (5) 就労継続支援B型サービス費 ① （略） ② 就労継続支援B型サービス費について (一)～(三) （略） (四) <u>令和4年度</u>における就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）の算定について <u>令和4年度</u>における就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）の算定に係る平均工賃月額 の算出に<u>当たっては</u>、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、<u>令和3年度</u>の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のいずれかの年度の実績で算出すること。 ア <u>令和3年度</u> イ 令和元年度 ウ 平成30年度 ③～㉑ （略） (6) 就労定着支援サービス費 ① （略） ② 就労定着支援サービス費について

改 正 後	現 行
(一)・(二) 就労定着支援サービス費の報酬算定について (三) <u>令和5年度</u>における就労定着支援サービス費の算定について <u>令和5年度</u>における就労定着支援サービス費の算定に係る就労定着率の算出に<u>限り</u>、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、<u>令和3年度及び令和4年度</u>の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のいずれかの期間の実績で算出すること。 <u>なお、イを用いる場合は、別途通知で定める届出書を都道府県に提出すること。</u> ア <u>令和2年度、令和3年度及び令和4年度</u> イ 平成30年度及び令和元年度 ③～⑧ (7)・(8) (略) 第三・第四 (略)	(一)・(二) 就労定着支援サービス費の報酬算定について (三) <u>令和4年度</u>における就労定着支援サービス費の算定について <u>令和4年度</u>における就労定着支援サービス費の算定に係る就労定着率の算出に<u>当たっては</u>、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、<u>令和2年度及び令和3年度</u>の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のいずれかの期間の実績で算出すること。 ア <u>令和元年度、令和2年度及び令和3年度</u> イ 平成30年度及び令和元年度 ③～⑧ (7)・(8) (略) 第三・第四 (略)